

令和5年度 第4回

郡 市 医 師 会 長 会 議

日時 令和5年7月27日(木)

15時00分～

場所 5階 大会議室

会 長 挨 捶

協 議 事 項

- 1 会長・副会長・常任理事協議事項について

【郡市医師会長検討事項】

報 告 事 項

- 1 診療に関する相談件数等について(令和5年6月分)

松本常任理事

※件数 0件

- 2 埼玉県女性医師支援センターにおける求人・就業・復職に関する相談の受け付けについて

松山常任理事

- 3 産業医委嘱契約書の確認について

寺師常任理事

- 4 保険医療機関の指定について(令和5年6～7月分)

小室常任理事

5 令和 5 年度都道府県医師会社会保険・情報システム担当理事連絡協議会の結果について

小室常任理事

日医

日時：令和 5 年 7 月 20 日（木）15:00～17:00

場所：日本医師会小講堂・ホール（及び WEB 開催）

6 会長・副会長・常任理事報告事項について

そ の 他

[資 料 配 布] (ホームページ掲載)

1 「提言書～拘禁刑時代における新たな処遇の実現に向けて～」の送付
及び各委員に対する協力について（41 枚）

桃木常任理事

川越少年刑務所

2 公益財団法人日本医療機能評価機構 医療事故情報収集等事業 2022
年年報及び第 73 回報告書の送付について（35 枚）

松本常任理事

日医

3 「新型コロナウィルス感染症患者等入院受入医療機関緊急支援事業補
助金」の返還に係る厚生労働省から医療機関へのご連絡について（2
枚）

長又常任理事

日医

4 がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針の一部改正に
ついて（200 枚）

登坂（英）常任理事

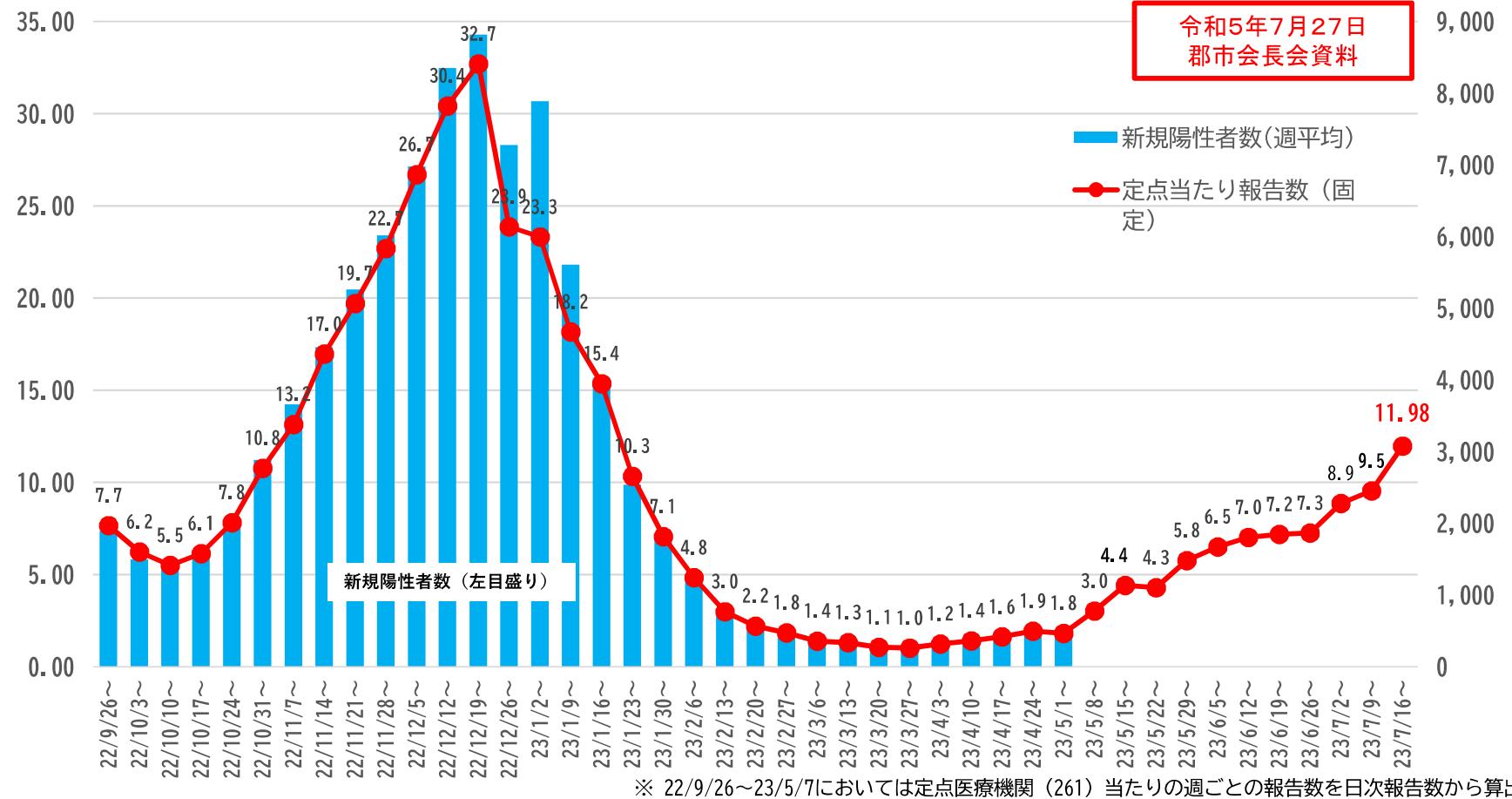
日医

5 医薬品等に係る受領文書について（令和 5 年 6 月分）（2 枚）

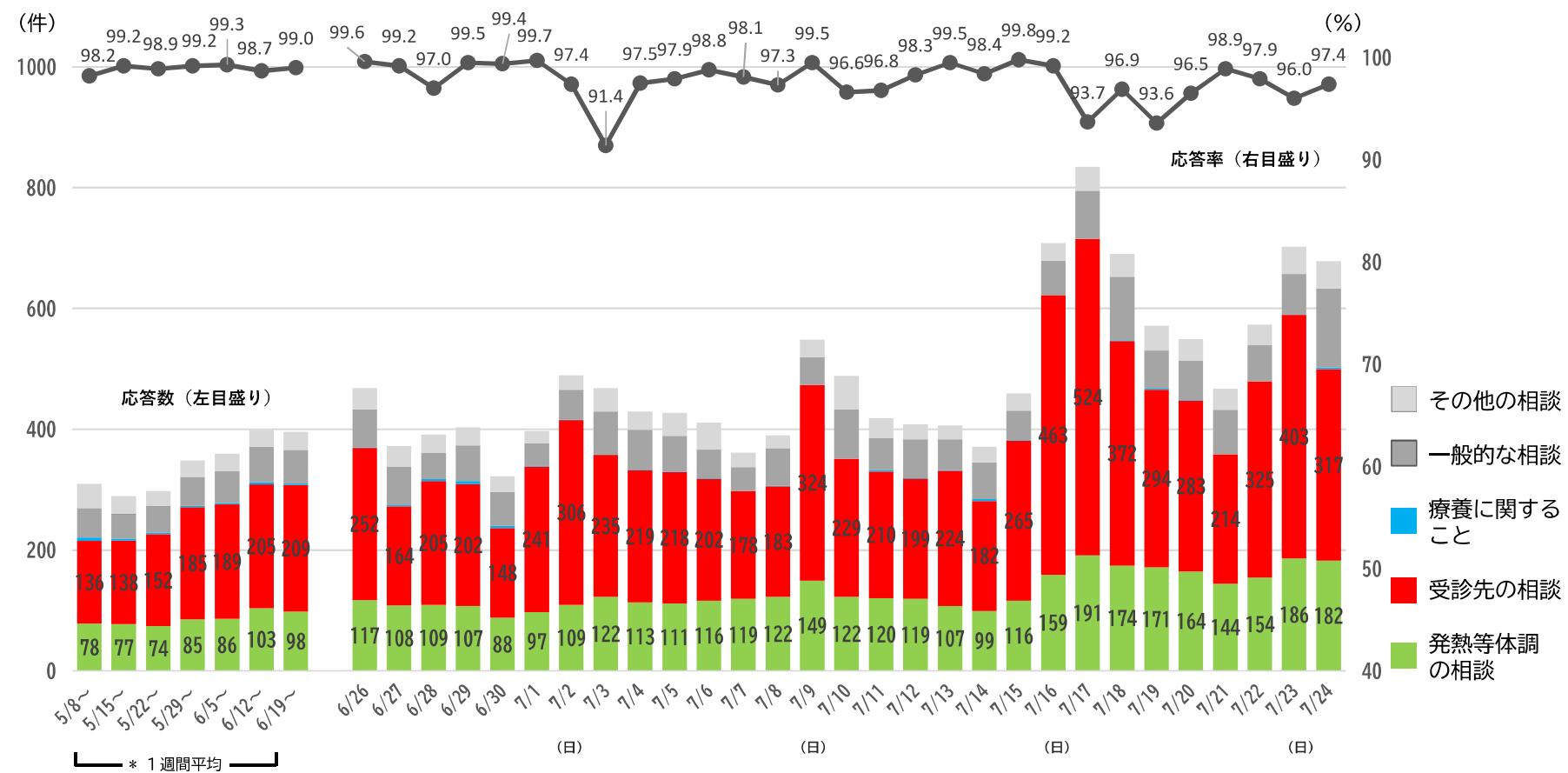
登坂（英）常任理事

日医

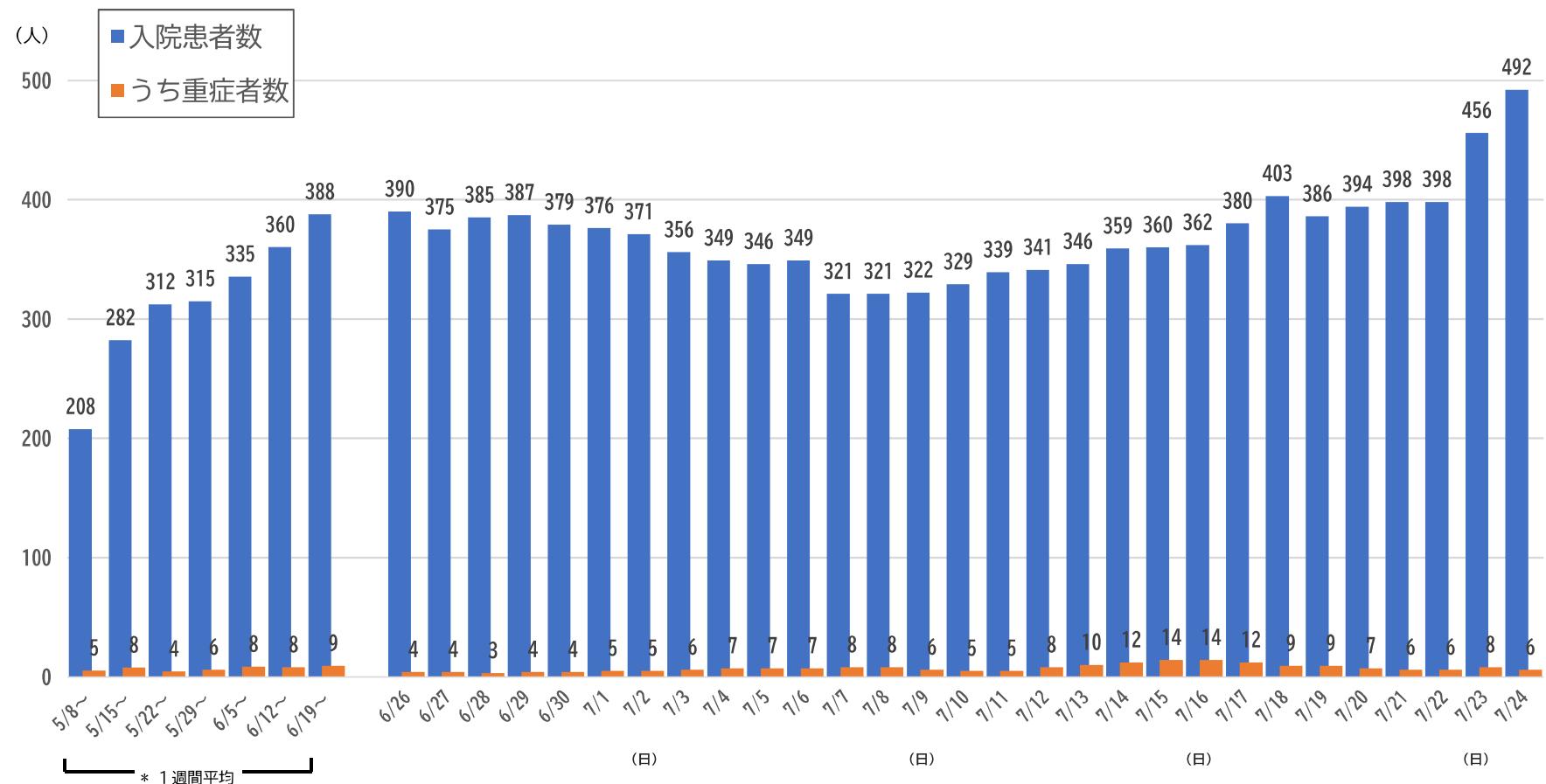
COVID-19 の新規陽性者 定点当たり週別報告数（全県）



県コロナ総合相談センター相談件数の状況



入院の状況



外来のひつ迫状況に関する調査（G-MIS調査）

期間	回答機関数	外来ひつ迫あり		電話対応支障あり		受付・受診待ち行列あり	
令和5年5月第1週（5月1日～5月5日）	355	18	5.1%	23	6.5%	28	7.9%
令和5年5月第2週（5月8日～5月12日）	409	17	4.2%	26	6.4%	22	5.4%
令和5年5月第3週（5月15日～5月19日）	405	24	5.9%	25	6.2%	26	6.4%
令和5年5月第4週（5月22日～5月26日）	423	29	6.9%	34	8.0%	26	6.1%
令和5年6月第1週（5月29日～6月2日）	414	35	8.5%	39	9.4%	28	6.8%
令和5年6月第2週（6月5日～6月9日）	424	49	11.6%	48	11.3%	41	9.7%
令和5年6月第3週（6月12日～6月16日）	408	42	10.3%	53	13.0%	32	7.8%
令和5年6月第4週（6月19日～6月23日）	410	53	12.9%	54	13.2%	41	10.0%
令和5年6月第5週（6月26日～6月30日）	409	57	13.9%	60	14.7%	41	10.0%
令和5年7月第1週（7月3日～7月7日）	416	63	15.1%	66	15.9%	52	12.5%
令和5年7月第2週（7月10日～7月14日）	415	69	16.6%	68	16.4%	51	12.3%
令和5年7月第3週（7月17日～7月21日）	414	74	17.9%	68	16.4%	55	13.3%

【参考】

期間	回答機関数	外来ひつ迫あり		電話対応支障あり		受付・受診待ち行列あり	
第7波ピーク（令和4年7月25日～7月29日）	327	242	74.0%	261	79.8%	142	43.4%
第8波ピーク（令和4年12月19日～12月23日）	303	159	52.5%	184	60.7%	94	31.0%

※第7波・第8波時は診療・検査医療機関へのアンケート。令和5年5月第1週からは、診療・検査医療機関以外のG-MIS登録医療機関も調査対象

診療・検査医療機関の指定状況

1 指定医療機関数 (R5.7.26現在)

かかりつけのみ	広く受け入れる	計
537	1, 275	1, 812

新規申請



変更申請



2 郡市医師会別状況所管地域ごとの医療機関数

浦和	川口市	大宮	川越市	熊谷市	行田市	所沢市	蕨戸田市
153	134	145	90	62	15	84	68
北足立郡市	上尾市	朝霞地区	草加八潮	さいたま市与野	入間地区	飯能地区	東入間
86	52	82	63	45	28	29	48
坂戸鶴ヶ島	狭山市	比企	秩父郡市	本庄市児玉郡	深谷寄居	北埼玉	南埼玉郡市
39	37	65	37	42	47	29	73
越谷市	春日部市	岩槻区	北葛北部	吉川松伏	三郷市		
83	61	33	27	28	27		

令和5年度お盆休み期間中の診療・検査体制について

1 期間

令和5年8月11日（金・祝）～8月20日（日）

2 期間中の診療・検査

日	月	火	水	木	金	土
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26

① 5類移行に伴い、特別な診療・検査体制は構築しないこととします

- 新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行及び発熱外来PCRセンター（国名称「地域外来・検査センター」）の終了に伴い、今夏のお盆休みについては、委託による体制強化は行わないこととします

② お盆休み中の診療・検査を行う医療機関を公開します

- お盆休み中に発熱等があった方の円滑な診療に繋げるため、期間中に診療・検査を行う医療機関の診療日等について、医療政策幹グループから診療・検査医療機関へ照会し、県ホームページで公開します
- スケジュール

7月20日（木）

診療・検査医療機関あて診療日等照会

7月28日（金）

対象期間中の診療日等回答締切（締切後も、修正の回答は受け付けます）

8月10日（木）

検索システムで情報公表開始

後遺症外来 医療機関の申出状況

■申出機関数

R5.7.26現在 238機関 (医師会員209 非会員29)

■都市医師会所管地域ごとの医療機関数 (うち、非会員の医療機関数)

浦和	川口市	大宮	川越市	熊谷市	行田市	所沢市	蕨戸田市	北足立郡市	上尾市
21(4)	14(3)	25(7)	16(2)	4	5	10	11(1)	12	10(1)

朝霞地区	草加八潮	さいたま市与野	入間地区	飯能地区	東入間	坂戸鶴ヶ島	狭山市	比企	秩父郡市
9(2)	4(2)	15(1)	3	3(1)	8(1)	3	2	9	5

本庄市児玉郡	深谷寄居	北埼玉	南埼玉郡市	越谷市	春日部市	岩槻区	北葛北部	吉川松伏	三郷市
2	4	5	6	10(1)	6(1)	4(1)	4	2(1)	6

■診療科ごとの医療機関数

呼吸器内科分野	耳鼻咽喉科分野	神経内科分野	精神科分野	皮膚科分野	その他 (内科など)
94	59	40	26	28	144

登録申請



新型コロナワクチンの接種実績

(R5.7.23までの実績)

	令和5年5月8日以降の接種回数(3回目以上)	(前週比)	うち高齢者	(前週比)
接種回数	1,199,102	(+39,866)	1,068,034	(+33,253)
接種率	16.2%	(+0.5)	54.1%	(+1.7)

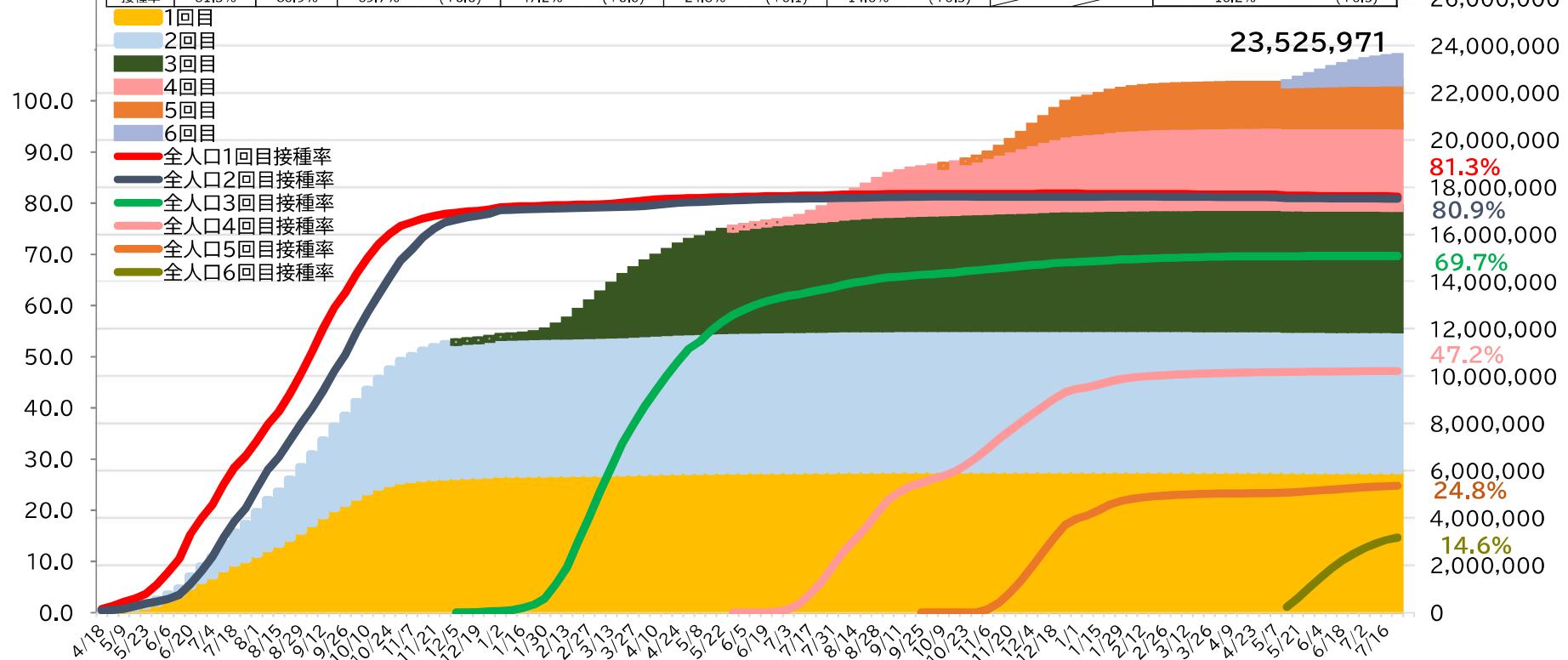
【参考：全体】

	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目	6回目
接種回数	6,007,200	5,972,629	5,147,630	3,486,279	1,830,333	1,081,900
接種率	81.3%	80.9%	69.7%	47.2%	24.8%	14.6%
うち高齢者の率	95.0%	94.8%	92.2%	85.7%	74.1%	50.4%

※接種率は、R4.1.1時点の埼玉県の住基人口(738万5,810人)に対する、VRSに登録された接種数の割合から算出

新型コロナワクチンの接種実績

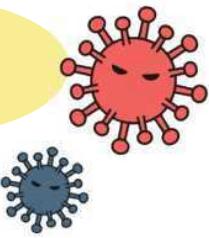
(R5.7.23までの実績)										
	1回目接種	2回目接種	3回目接種 (前週比)	4回目接種 (前週比)	5回目接種 (前週比)	6回目接種 (前週比)	合計 (前週比)	うちR5.5.8以降の追加接種(3回以上)回数 (前週比)		
接種回数	6,007,200	5,972,629	5,147,630 (+230)	3,486,279 (+885)	1,830,333 (+5,624)	1,081,900 (+33,463)	23,525,971 (+37,067)	1,199,102 (+39,866)		
接種率	81.3%	80.9%	69.7% (+0.0)	47.2% (+0.0)	24.8% (+0.1)	14.6% (+0.5)			16.2% (+0.5)	



※ 接種率は、R4.1.1時点の埼玉県の住基人口(738万5,810人)に対する、VRSに登録された接種数の割合から算出



新型コロナ に 感染 したかも？



受診するか迷ったら

埼玉県コロナ総合相談センター

0570-783-770

24時間受付

聴覚障がい者の方 FAX 050-8887-9553

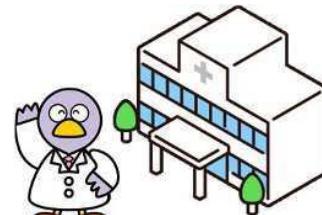
お近くの医療機関

埼玉県診療・検査医療機関

事前に電話連絡をしてから受診してください。



検索



埼玉県マスコット
「コバトン」

基本的感染対策は個人の判断です

- ✓ マスクの着用については、個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねることが基本です。満員電車や医療機関訪問など、一定の場合にはマスク着用を推奨します。
- ✓ 手洗い等の手指衛生や換気を一律に求めるとはしませんが、新型コロナの特徴を踏まえた基本的感染対策としては、引き続き有効です。
- ✓ 「三密」の回避やソーシャルディスタンスの確保も一律に求めるとはしませんが、流行期においては、高齢者等の重症化リスクの高い方は、換気の悪い場所や、不特定多数の人がいるような混雑した場所、顔を近づけた会話を避けることが感染防止対策として有効です。避けられない場合はマスク着用が有効です。

松山常任

都市・大学医師会長 殿

埼医業Ⅱ第808号
令和5年7月21日

埼玉県医師会長 金井忠男
(担当副会長 水谷元雄)
(担当常任理事 松山眞記子)
(公印省略)

埼玉県女性医師支援センターにおける求人・就業・復職に関する 相談の受け付けについて

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、埼玉県医師会では、平成24年度より埼玉県から委託を受け、「埼玉県女性医師支援センター」を運営しており、女性医師支援の一環として、就業・復職に関する相談の受け付けや、県内の病院の勤務体制・求人情報の提供を行っております。

つきましては、下記のとおり各種ご相談を受け付けておりますので、貴会会員への周知方について、ご高配くださいますようお願い申し上げます。

また、地域や都市・大学医師会において、女性医師の会、女性医師懇談会等が開催されていることと存じますが、その中で求職や求人、その他お悩みについて話題となりました際は、埼玉県女性医師支援センターまでご連絡くださいますようお願いいたします。

ご連絡いただいた相談については、埼玉県女性医師支援センターが解決に向けてご協力させていただきますので、ご高配賜りますよう何卒宜しくお願ひいたします。

記

【求人のご相談】

埼玉県女性医師支援センターHP (<https://www.saitama-joi.jp/index.php>) 内、「求人情報」ページに掲載されている求人情報記入用紙に必要事項を記載し、下記担当までメール又はFAXにてご申請ください。

【求職や女性医師の会等で話題となったご相談、その他】

下記担当までメール又はFAXにてご連絡ください。

担当 : 業務Ⅱ課(埼玉県女性医師支援センター)事務局 関谷
TEL : 048-815-7115
FAX : 048-815-7175
Mail : info@saitama-joi.jp

寺師常任

産業医委嘱契約書の確認について

令和5年6月16日～令和5年7月20日 合計12件(新規8件・更新4件)

No.	都市医師会名	産業医名	病・医院名	契約者(事業場)名・所在地	備考	会員	新規
1 1	浦和	田平 佳子	田平内科	さいたま市大宮区桜木町1-10-16 シーノ大宮ノースウイング16階 株式会社ネクスコ・トール北関東	事業場：さいたま市緑区大字南部領辻4015-1 浦和料金所	会員	新規
2 2	川口市	長谷 達也	朝日中央診療所	川口市元郷1丁目32番9号 株式会社辻井製作所		会員	新規
3 3	大宮	松本 雅彦	松本医院	さいたま市北区東大成町2-445-1 一般財団法人 埼玉水道サービス公社		会員	新規
4 3	大宮	鈴木 英彦	鈴木医院	さいたま市見沼区東大宮4-21-1 さいたま農業協同組合		会員	新規
5 13	さいたま市与野	新妻 ゆり子	ゆり内科クリニック	さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎2号館 国土交通省 関東地方整備局	長時間労働者への面接指導のみの契約	会員	新規
6 14	入間地区	盛 隆之	小林病院	入間市木蓮寺1070-2 コアテクノロジー株式会社		会員	新規
7 17	坂戸鶴ヶ島	竹原 陽一	竹原クリニック	坂戸市日の出町6-25 マスヤビルⅢ4F 株式会社ジャパンクリエイト		会員	新規
8 23	北埼玉	漆原 俊彦	漆原医院	行田市大字藤間510番の3 社会福祉法人瑞穂会	事業場が近隣のため依頼があった。	会員	新規
9 11	朝霞地区	中澤 達	堀ノ内病院	北本市石戸5-143-1 社会福祉法人 松川会		会員	更新
10 11	朝霞地区	中澤 達	堀ノ内病院	新座市中野1-17-33 特別養護老人ホーム みかんの里		会員	更新
11 15	飯能地区	横田 健介	横田医院	日高市大字原宿721番地 太平洋セメント株式会社 埼玉工場		会員	更新
12 27	岩槻	金沢 和俊	金沢クリニック	岩槻区南平野三丁目16番地1 埼玉県学校給食パン・米飯協同組合		会員	更新

小室常任

保険医療機関の指定について

(令和5年6月分)

新規	14件
遡及指定	12件
合計	26件

諮詢件数

	新規指定		指定更新	合計
	新規	遡及指定		
医科	14 件	(10) 12 件	58 件	84 件
歯科	3 件	(8) 9 件	61 件	73 件
薬局	10 件	(3) 4 件	39 件	53 件
計	27 件	25 件	158 件	210 件

()は開設者変更の再掲である

新規指定医療機関一覧表

処理年月日

[令和5年6月1日 から 令和5年6月30日 医科 指定分]

令和5年6月20日 作成

1頁

項目	医療機関名称	医療機関所在地	開設者氏名	管理者氏名	電話番号 勤務医数 診療科名	病床数 登録理由	点数表	備考
1	リ整形外科	〒332-0017 川口市栄町1丁目12番21号 シティデュオタワー川口 2F-M (209)号室	李 碩遠 (42歳)	李 碩遠	048-452-4990 常勤: 1 医師: 1 整外・リハ・外 小児整形外科	新規	医	現存 診療日: 月火木金 半日: 水土 休診日: 日祝 - 5.7.-1
2	Sunny キッズクリニック川口駅前院	〒332-0017 川口市栄町三丁目13番1号 樹モールプラザ3階	医療法人社団Sunny 理事長 若林 大樹 (35歳)	白鳥 孝俊 (41歳)	048-400-2291 常勤: 1 非常勤: 2 医師: 1 小児・アレルギー・皮膚科	新規	医	現存 診療日: 月火水金土日祝 半日: 木 - 5.7.-1
3	川口たまき眼科	〒332-0017 川口市栄町3-13-1-301-2	玉置 惣一朗 (38歳)	玉置 惣一朗	048-229-1456 常勤: 1 医師: 1 眼科	新規	医	現存 診療日: 月火水金土日祝 休診日: 木 - 5.7.-1
4	新緑糖尿病内科クリニック	〒332-0017 川口市栄町3-13-1 樹モールプラザ医疗モール301-5	佐藤 雄紀 (42歳)	佐藤 雄紀	048-446-7701 常勤: 1 医師: 1 糖尿病内科 内分泌内科 内科	新規	医	現存 診療日: 月火水金土 休診日: 木日祝 - 5.7.-1
5	ひさとめ泌尿器科クリニック	〒332-0017 川口市栄町三丁目13番1号 301-3区画	久留 優子 (45歳)	久留 優子	048-287-9300 常勤: 1 非常勤: 1 医師: 1 整外	新規	医	現存 診療日: 月火木金 半日: 水土 休診日: 日祝 - 5.7.-1
6	医療法人社団新穂会 川口駅前タワー皮膚科	〒332-0017 川口市栄町三丁目13番1号 樹モールプラザ3階	医療法人社団新穂会 理事長 川新 (59歳)	喜多野 誠哉 (35歳)	048-287-8313 常勤: 1 医師: 1 アレルギー	新規	医	現存 診療日: 月火水金土 休診日: 木日祝 - 5.7.-1
7	はら脳神経・頭痛クリニック	〒350-0838 川越市宮元町34-10	原 渉 (42歳)	原 渉	049-272-7577 常勤: 1 医師: 1 脳内・内	新規	医	現存 診療日: 月火水木金 半日: 土 休診日: 日祝 - 5.7.-1
8	ビアジエネラルクリニック	〒350-0046 川越市菅原町18-2 レーベンハイム川越ルミアージュ204	岡田 恭典 (41歳)	岡田 恭典	070-4704-6553 常勤: 1 医師: 1 整形・外科・皮膚科	新規	医	現存 診療日: 月火水木金土日祝 - 5.7.-1

新規指定医療機関一覧表

処理年月日

[令和5年6月1日 から 令和5年6月30日 医科 指定分]

令和5年6月20日 作成

2頁

項目番号	医療機関名称	医療機関所在地	開設者氏名	管理者氏名	電話番号 勤務医数 診療科名	病床数 登録理由	点数表	備考
9	がもう駅前クリニック	〒343-0843 越谷市蒲生西町19番地5 ソライエ アイル越谷蒲生3階区画	一般社団法人明泰 社 代表理事 小 谷 明弘	越前 成旭 0 (46歳)	048-971-7715 常勤: 1 非常勤: 2 医 眼	新規	医	現存 診療日: 月火木金土日祝 休診日: 水 - 5.7.-1
10	医療法人社団 白報会 しらこばと在宅診療所	〒343-0842 越谷市蒲生旭町13-5	医療法人社団白報会 理事長 白 昌善	白 昌善 (60歳)	048-984-7852 常勤: 1 非常勤: 2 医 眼 内 理ハ 皮 精 耳い	新規	医	現存 診療日: 月火水木金 休診日: 土日祝 訪問あり - 5.7.-1
11	たまきクリニック	〒351-0011 朝霞市本町2丁目4-18 4F B	玉木 雅子	玉木 雅子 (45歳)	048-423-2204 常勤: 1 医 内 消内 婦 乳 腺 外科 肝門外科 整外	新規	医	現存 診療日: 火水木土 半日: 月日 休診日: 金祝 - 5.7.-1
12	新座駅前なわ内科外 科クリニック	〒352-0011 新座市野火止5-3-63 Area Five 2F M003号室	名和 公敏	名和 公敏 (45歳)	048-260-6102 常勤: 1 非常勤: 1 医 呼内 内 外	新規	医	現存 診療日: 月火木金土 休診日: 水日祝 - 5.7.-1
13	新座Area Five Clinic	〒352-0011 新座市野火止5丁目3-63 Are a Five	鮫島 剛	鮫島 剛 (54歳)	048-485-9788 常勤: 1 医 皮 内	新規	医	現存 診療日: 月火水金土日 休診日: 木祝 訪問あり - 5.7.-1
14	あおぞらクリニック	〒340-0151 幸手市緑台1-3-14 増田第7ビル 203	山本 樹里	山本 樹里 (41歳)	0480-31-6062 常勤: 1 内 精 皮	新規	医	現存 診療日: 月水木 訪問あり 休診日: 火金土日祝 - 5.7.-1
医療法人社団 江人立	項目番号 自報会 しらこばと在宅診療所	外来: 月~金 9:00~17:00 訪問: 診療時間内		項目番号 新座 Area Five Clinic	外来: 月~水、金 土、日 訪問: 診療時 間外			9:30~13:30 15:00~19:00 10:00~15:00
	項目番号 あおぞらクリニック	外来: 月、水、木 11:00~14:00 訪問: 月、水、木 15:00~18:00						

新規指定医療機関一覧表

処理年月日

[令和5年6月1日 から 令和5年6月30日 医科 週及指定分]

令和5年6月20日 作成

1頁

項目	医療機関名称	医療機関所在地	開設者氏名	管理者氏名	電話番号 勤務医数 診療科名	病床数 登録理由	点数表	備考
1	川越インタークリニック	〒350-1110 川越市豊田町3-11-3	医療法人社団KIC 理事長 杉本 周路 (55歳)	杉本 周路	049-246-1126 常勤: 1 非常勤: 2 医内 1(2) 小児泌尿器科 皮膚科	組織変更	医	現存 診療日: 月火水金 半日: 木土 休診日: 日祝 旧機関コード: 040-570-4 - 5.6. - 1
2	ますだ春日部クリニック	〒344-0067 春日部市中央四丁目8番地12 AY AKAビル1F	医療法人駿美会 理事長 増田 貴 史 (50歳)	増田 貴史	048-606-3101 常勤: 1 医内 1(1) 呼内 アレ	組織変更	医	現存 診療日: 月水金 半日: 火土日 休診日: 木祝 旧機関コード: 060-354-8 - 5.6. - 1
3	医療法人 暁昌会 松村医院	〒344-0012 春日部市六軒町549	医療法人 暁昌会 松村医院 理事 長 松村 智佳子 (56歳)	松村 智佳子	048-735-6800 常勤: 2 非常勤: 1 医内 2(1) 消内 外 皮膚科	移動	医	現存 診療日: 月火木金 半日: 水土 休診日: 日祝 旧機関コード: 060-220-1 - 5.6. - 10
4	越谷くすの木内科	〒343-0041 越谷市千間台西三丁目3番地37 ドラ ッグコスモスせんげん台店2階	医療法人社団慶優 会 理事長 大原 徳彦 (47歳)	大原 徳彦	048-972-5020 常勤: 1 医内 1(1) 糖尿病・内分泌科	組織変更	医	現存 診療日: 月火水金 半日: 土 休診日: 木日祝 旧機関コード: 080-543-2 - 5.6. - 1
5	えのもと整形外科ク リニック	〒343-0047 越谷市大字弥十郎451番地1	医療法人岐佐会 理事長 榎本 光 宏 (48歳)	榎本 光宏	048-967-5156 常勤: 2 非常勤: 2 医内 2(2) 整外 リハ ペイ クリニック外科	組織変更	医	現存 診療日: 月水木金 半日: 火土 休診日: 日祝 旧機関コード: 080-537-4 - 5.6. - 1
6	ヒマワリ皮フ科イオ ンせんげん台	〒343-0041 越谷市千間台西三丁目2番地12 イ オンスタイルせんげん台店2階	医療法人 八東会 理事長 室田 東彦 (49歳)	室田 東彦	048-970-4112 常勤: 1 医内 1(1) 皮膚科 アレ	移動	医	現存 診療日: 月火水金 半日: 土 休診日: 木日祝 旧機関コード: 080-469-0 - 5.6. - 12
7	笠井眼科	〒340-0011 草加市栄町三丁目2番12号	笠井 龍一郎 (52歳)	笠井 龍一郎	048-935-2304 常勤: 1 医眼科	交代	医	現存 診療日: 月火水金土 休診日: 木日祝 旧機関コード: 180-118-2 - 5.6. - 1

新規指定医療機関一覧表

処理年月日

[令和5年6月1日 から 令和5年6月30日 医科 遷及指定分]

令和5年6月20日 作成

2頁

項目	医療機関名称	医療機関所在地	開設者氏名	管理者氏名	電話番号 勤務医数 診療科名	病床数 登録理由	点数表	備考
8	公園の街クリニック	〒335-0023 戸田市本町五丁目13番19号 グランカルム戸田1階B室	医療法人慶承会 理事長 古川 健司 (56歳)	田畠 慎哉 (66歳)	048-447-6571 常勤: 1 非常勤: 2 医内 循環器内科 呼吸器内科 消化器内科 アレルギー	その他	医	現存 診療日: 月火木金 半日: 土 休診日: 水日祝 旧機関コード: 190,099,2 - 5. 6. - 1
9	和光脳神経外科・内科	〒351-0112 和光市丸山台二丁目29番1号	医療法人一春会 理事長 奈良 一成 (55歳)	奈良 一成 (66歳)	048-424-3870 常勤: 2 医外 内 神内 放	組織変更	医	現存 診療日: 月火水木金 半日: 土 休診日: 日祝 旧機関コード: 230,096,0 - 5. 6. - 1
10	笠原クリニック	〒355-0064 東松山市毛塚910-1	猪野 裕英 (70歳)	猪野 裕英	0493-35-1830 常勤: 1 非常勤: 3 医内 小兒 皮膚科	その他	医	現存 診療日: 月火水木金 半日: 土 休診日: 日祝 旧機関コード: 330,097,7 - 5. 6. - 1
11	医療法人 益岡医院	〒369-0211 深谷市岡部1249番地10	医療法人益岡医院 理事長 益岡 孝之 (82歳)	益岡 孝之	048-585-5657 常勤: 3 非常勤: 1 医内 消化器内科 循環器内科 外科 整外	組織変更	医	現存 診療日: 月火水金 半日: 木土 休診日: 日祝 旧機関コード: 460,213,2 - 5. 6. - 1
12	本強矢整形外科医院 (もとすねや)	〒369-1871 秩父市下影森871-1	本強矢 隆生 (50歳)	本強矢 隆生	0494-24-7615 常勤: 2 非常勤: 7 医外 整外	一般 19 交代	医	現存 診療日: 月火水木金土 休診日: 日祝 旧機関コード: 490,148,7 - 5. 6. - 1

保険医療機関の指定について

(令和5年7月分)

新規	5件
遡及指定	5件
合計	10件

諮詢件数

	新規指定		指定更新	合計
	新規	遡及指定		
医科	5件	(3) 5件	45件	55件
歯科	0件	(6) 7件	39件	46件
薬局	7件	(3) 4件	25件	36件
計	12件	16件	109件	137件

()は開設者変更の再掲である

新規指定医療機関一覧表

処理年月日

[令和5年7月1日 から 令和5年7月31日 医科 指定分]

令和5年7月18日 作成

1頁

項目番号	医療機関名称	医療機関所在地	開設者氏名	管理者氏名	電話番号 勤務医数 診療科名	病床数 登録理由	点数表	備考
1	川口きゅうぱらリハ ビリテーション病院	〒333-0845 川口市上青木西1丁目20番6号	医療法人久幸会 理事長 稲庭 千 弥子 (70歳)	船崎 俊一 (68歳)	048-299-3651 常勤: 5 医師: 4() 歯科: 1() リハ 整外 循内 脳卒中 内科 歯 科	一般 50 新規	医	現存 診療日: 月火水木金 休診日: 土日祝 - 5.8.-1 ✓
2	ふれあい生協病院	〒333-0831 川口市木曽呂1302-1	医療生協さいたま 生活協同組合 理 事長 雪田 慎二 (65歳)	忍 哲也 (51歳)	048-233-8811 常勤: 3 非常勤: 124 医師: 3(124) 内科 循内 呼内 消化 内科 小兒 外科 呼外 消外 整外 ひ 放射線 眼 耳鼻喉科 痘瘍 病内科 リハ 婦科	一般 26 新規	医	現存 診療日: 月火水木金 半日: 土 休診日: 日祝 - 5.8.-1 ✓
3	一般社団法人敬愛会 MCP新座クリニック	〒352-0016 新座市馬場1丁目2-33 SCコーポ レーション1階	一般社団法人敬愛 会 代表理事 黒 沢 徹 0	浅野 修一郎 (62歳)	常勤: 1 医師: 1() 内外科 心内	新規	医	現存 診療日: 月木金 半日: 火水 休診日: 土日祝 - 5.8.-1 ✓
4	はすだ 光クリニック	〒349-0123 蓮田市本町1-26 八百力ビル3階	白 成光 (44歳)	白 成光 (69歳)	048-612-5204 常勤: 1 医師: 1() 心内 精神科 内科	新規	医	現存 診療日: 月火水木日 休診日: 金土祝 - 5.8.-1 訪問あり
5	さくらライフ大宮クリニック	〒331-0812 さいたま市北区宮原町3-536 エ ステートピア宮原301	加藤 寛彦 (69歳)	加藤 寛彦	050-6883-1111 常勤: 1 医師: 1() 精神科 心内	新規	医	現存 半日: 月火水木金 休診日: 土日祝 - 5.8.-1 訪問あり
項目番号		外来: 月・木・金 9:00 ~ 12:00 火・水 13:00 ~ 17:00 訪問: 診療時間内						
項目番号		外来: 月 ~ 金 9:00 ~ 12:00 訪問: 月 ~ 金 午後						

新規指定医療機関一覧表

処理年月日

[令和5年7月1日 から 令和5年7月31日 医科 遷及指定分]

令和5年7月18日 作成

1頁

項目番号	医療機関名称	医療機関所在地	開設者氏名	管理者氏名	電話番号 勤務医数 診療科名	病床数 登録理由	点数表	備考
1	医療法人元気会 わかさクリニック所沢	〒359-0037 所沢市くすのき台三丁目4番地4 シムラビル1階	医療法人元気会わかさクリニック 理事長 間嶋 崇 (55歳)	星野 澄人 (55歳)	04-2968-5421 常勤: 3 医外皮精 メンタルヘルス内科	移動	医	現存 診療日: 月火水木金 半日: 祝 休診日: 土日 旧機関コード: 250,682,2 - 5.7. - 1 訪問あり
2	なすはらクリニック	〒369-0201 深谷市岡2757番3	竹内 純子 (46歳)	竹内 純子 (65歳)	048-577-7028 常勤: 1 医内小 美容皮膚科	その他	医	現存 診療日: 月水金土 半日: 火 休診日: 木日祝 旧機関コード: 460,227,2 - 5.7. - 1 訪問あり
3	あおばクリニック大宮	〒330-0854 さいたま市大宮区桜木町一丁目1番地 10 OZ SAKURA 4階・5階	医療法人社団あおばクリニック 理事長 丸本 桂三 (60歳)	伊澤 克巳 (65歳)	048-783-2641 常勤: 1 医眼 美容皮膚科	その他	医	現存 診療日: 月火金土日祝 休診日: 水木 旧機関コード: 650,634,9 - 5.7. - 1 訪問あり
4	医療法人明美会 川勝医院	〒338-0002 さいたま市中央区下落合四丁目20番 10号 1階	医療法人明美会 理事長 川勝 正明 (62歳)	川勝 正明 (65歳)	048-852-9885 常勤: 1 医内小 消内	移動	医	現存 診療日: 月火水木金 半日: 土 休診日: 日祝 旧機関コード: 651,964,9 - 5.7. - 1
5	大宮駅前婦人科クリニック	〒330-0845 さいたま市大宮区仲町1丁目7番2 大宮仲町ホクシンビル3階	医療法人元修会 理事長 橋田 修 (42歳)	高橋 真 (59歳)	048-783-3106 常勤: 1 非常勤: 1 医婦 産婦	その他	医	現存 診療日: 月火水木金土日祝 旧機関コード: 651,019,2 - 5.7.13 ✓
訪問詳細		外来: 月~金 9:00 ~ 17:00 祝日 9:00 ~ 12:30 訪問: 診療時間内						
項目1 医療法人元気会 わかさクリニック 所沢		外来: 月~金 9:00 ~ 17:00 火 9:00 ~ 12:30 訪問: 診療時間内						
項目2 なすはらクリニック		外来: 月、水、金、土 9:00 ~ 11:30 16:00 ~ 18:00 火 9:00 ~ 11:30 訪問: 月、水、金、土 11:30 ~ 16:00						

小室常任

令和5年度

都道府県医師会社会保険・情報システム担当理事 連絡協議会

日 時：令和5年7月20日（木）

午後3時～5時

場 所：日本医師会小講堂・ホール
及びTV会議（ハイブリッド）

次 第

1. 開 会

2. 会長挨拶 日本医師会会長 松本 吉郎
来賓挨拶 厚生労働大臣 加藤 勝信（ビデオメッセージ）

3. 配布資料確認（事務局）

4. 議 事

（1）連絡協議会の趣旨など

日本医師会常任理事 長島 公之

（2）オンライン資格確認の現状と今後の対応

厚生労働省保険局医療介護連携政策課長 水谷 忠由

5. 協 議 【質疑応答】

6. 総 括 日本医師会副会長 角田 徹

7. 閉 会

参考

日医発第 699 号(情シ)(保険)
令和 5 年 7 月 10 日

都道府県医師会 担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会
常任理事 長島 公之
(公印省略)

マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことが できない場合の対応等について

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。オンライン資格確認等システムにて、「資格（無効）」、「資格情報なし」と表示された場合やシステム障害時、その他発熱外来等で受付導線を分ける場合など、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない場合の対応および、オンライン資格確認等システムを活用した薬剤情報等の閲覧により診療等を実施する場合における確認について、厚生労働省より本会宛てに周知依頼がございました。

患者がマイナンバーカードを持参している場合、何らかの原因でマイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができなくとも、

- ・保険料を支払っている被保険者等が、適切な自己負担分（3割分等）の支払で必要な保険診療を受けられる
 - ・医療機関等には、事務的対応以上の負担（未収金）は発生しない
- ようにする基本的な考え方によれば整理された内容になります。

医療機関としては、マイナンバーカードを持参した患者には基本的に自己負担分（3割分等）の支払を求めることがあります、診療報酬請求を行うための必要な情報を患者から収集するなど、一定の事務的対応を行っていただくことにより、仮に最終的に保険者が特定できなかった場合でも、医療機関側に未収金が発生することがない整理となっております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくと共に、貴会管下の郡市区等医師会ならびに会員への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

■マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない場合の対応について（別添1のフローも参照ください）

【何らかの事情でその場で資格確認を行えないケース】

以下の場合などが考えられます。

- ・マイナンバーカードによりオンライン資格確認を行った際に、資格確認端末において、「資格（無効）」、「資格情報なし」と表示される場合。
- ・顔認証付きカードリーダーや資格確認端末の故障。
- ・患者のマイナンバーカードが使用できない場合（カードの券面汚損、ICチップの破損、カードに搭載されている利用者証明用電子証明書の有効期限切れ）。
- ・停電、施設の通信障害、広範囲のネットワーク障害など。
- ・その他、発熱外来等で受付導線を分ける場合など。

【資格確認】

以下の何れかの方法にて確認をお願いします。

- ・患者が健康保険証を持参している場合は、健康保険証にて確認する。
- ・スマホ等でマイナポータルの被保険者資格情報の画面を提示してもらい確認する。
- ・過去の受診歴から被保険者資格情報が確認でき、被保険者資格申立書（別添資料参照）に記載すべき情報を把握できている場合、その時から保険資格が変わっていないことを口頭で確認する（これにより、被保険者資格申立書の提出があったものと取り扱うことができる）。
- ・患者に被保険者資格申立書を可能な範囲で記入、提出してもらう。

【窓口負担】

上記のいずれかの対応が実施できた場合には、医療機関等の窓口負担として、患者の自己負担分（3割分等）の支払を求めてください。

患者がマイナンバーカード、健康保険証のいずれも持参していない場合や、有効な健康保険証の交付を受けておらず、マイナンバーカードによる資格確認を行うこともできない場合には、医療費の全額（10割）を請求することが基本となります。再診で過去の受診歴があつて患者の身元が分かっている場合は、従来通り、個々の医療機関の判断で、3割分等の支払を求めるなど柔軟な対応を行って構いません。

【後日、被保険者資格を確認する方法について】

以下の方法が考えられます。

- ・後日、患者から被保険者資格の情報を提供してもらう（被保険者資格申立書を提出した患者に対しては、被保険者番号等の情報がわかり次第、必ず医療機関に知らせるよう伝えてください）。
- ・システム障害時モードにて被保険者資格を確認する。

【レセプト請求】

- ・受付時又は後日、現在の被保険者資格が確認できた場合は、その情報にて診療報酬請求等を行う。
- ・現在の被保険者資格は不明だが、過去の被保険者資格が分かる場合には、過去の被保険者資格の情報にて、診療報酬請求等を行う。
- ・診療報酬請求までに現在および過去の被保険者資格が特定できなかった場合には、明細書の摘要欄に必要な情報を記載し、被保険者資格の情報は「不詳」のまま診療報酬請求等を行う。

※後日、診療報酬請求の詳細に関する文書を別途発出予定です。

【医療費負担】

審査支払機関側で、患者の受診時の加入保険者等を可能な限り特定し、その保険者等が診療報酬等を負担することになります。保険者等を特定することができない場合には、災害等の際の取扱いに準じ、各保険者等で、当該医療機関等に対する診療報酬等の支払実績に応じて診療報酬等を按分して支払うこととなります。

■オンライン資格確認等システムを活用した薬剤情報等の閲覧により診療等を実施する場合における確認について

極めて低い確率ではあるものの、保険者による加入者のデータ登録に誤りがあった等の理由により他人の資格情報が紐付けされ、患者本人以外の薬剤情報等が閲覧される事案が発生していることを受け、受付時や診療時に表示されている情報が患者本人のものであるかを確認する方法例が示されました。

従来から診療等を実施する場合の本人確認は実施いただいているかとは存じますが、改めて御高配いただくよう、お願ひいたします。

【別添資料】

- ・令和5年7月10日付日医宛て厚生労働省保険局医療介護連携政策課、保険局医療課名事務連絡「マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない場合の対応について」
- ・令和5年7月10日付保発0710第1号地方厚生局等宛て厚生労働省保険局長文書「マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない場合の対応について」

別添1：マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない場合の対応

別添2：システム障害時モード・目視モードの立ち上げ方

別添3：被保険者資格申立書

- ・令和5年7月4日付日医宛て厚生労働省保険局医療介護連携政策課、保険局医療課名事務連絡「オンライン資格確認等システムを活用した薬剤情報等の閲覧により診療等を実施する場合における確認について」
- ・令和5年7月4日付地方厚生局等宛て厚生労働省保険局医療介護連携政策課、保険局医療課名事務連絡「オンライン資格確認等システムを活用した薬剤情報等の閲覧により診療等を実施する場合における確認について」

以上

事務連絡
令和5年7月10日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課
厚生労働省保険局医療課

マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない場合の対応について

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生(支)局主管課、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)、都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)、都道府県後期高齢者医療広域連合事務局、全国健康保険協会、健康保険組合、健康保険組合連合会、関係各省共済組合等所管課(室)、国民健康保険中央会及び社会保険診療報酬支払基金あて連絡しましたので、別添団体各位におかれましても、関係者に對し周知を図られますよう協力方お願ひいたします。

公益社団法人 日本医師会 御中
公益社団法人 日本歯科医師会 御中
公益社団法人 日本薬剤師会 御中
一般社団法人 日本病院会 御中
公益社団法人 全日本病院協会 御中
公益社団法人 日本精神科病院協会 御中
一般社団法人 日本医療法人協会 御中
一般社団法人 日本社会医療法人協議会 御中
公益社団法人 全国自治体病院協議会 御中
一般社団法人 日本慢性期医療協会 御中
一般社団法人 日本私立医科大学協会 御中
一般社団法人 日本私立歯科大学協会 御中
一般社団法人 日本病院薬剤師会 御中
公益社団法人 日本看護協会 御中
一般社団法人 全国訪問看護事業協会 御中
公益財団法人 日本訪問看護財団 御中
独立行政法人 国立病院機構本部 御中
国立研究開発法人 国立がん研究センター 御中
国立研究開発法人 国立循環器病研究センター 御中
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 御中
国立研究開発法人 国立国際医療研究センター 御中
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター 御中
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター 御中
独立行政法人 地域医療機能推進機構本部 御中
独立行政法人 労働者健康安全機構本部 御中
警察庁長官官房教養厚生課 御中
防衛省人事教育局 御中
労働基準局労災管理課 御中
労働基準局補償課 御中

地方厚生（支）局主管課
都道府県民生主管部（局）
　　国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
　　後期高齢者医療主管課（部）
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局
全国健康保険協会
健康保険組合
健康保険組合連合会
関係各省共済組合等所管課（室）
国民健康保険中央会
社会保険診療報酬支払基金

御中

厚生労働省保険局長
(公印省略)

マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない場合の対応について

オンライン資格確認等システムについては、令和 3 年 10 月より本格運用が開始され、令和 5 年 7 月 2 日現在で約 78.6% の医療機関・薬局（以下「医療機関等」という。）において運用が開始されている。

マイナンバーカードで受診等（受診又は調剤をいう。以下同じ。）していただくことで、患者の直近の資格情報等を確認することができるとともに、患者本人の同意に基づき、過去の薬剤情報等を医療関係者に共有して重複投薬や併用禁忌を回避するなど、健康・医療に関する多くのデータに基づいたより良い医療を受けていただくことが可能となる。また、令和 6 年秋に健康保険証の廃止が予定されているところ、マイナンバーカードと健康保険証の一体化は、国民皆保険の下、デジタル社会における質の高い、持続可能な医療の実現に資するものである。

他方、マイナンバーカードで医療機関等を受診等される方が急速に増えている中で、その場でマイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない場合につい

て、窓口での対応や医療費の負担の取扱い等が必ずしも明確になっていなかったことから、今般、こうした場合の取扱いについて、

- ・ 保険料を支払っている被保険者等が、適切な自己負担分（3割分等）の支払で必要な保険診療を受けられる
 - ・ 医療機関等には、事務的対応以上のご負担はおかげしないようする
- という基本的考え方沿って整理したので通知する。本通知の内容について十分ご了知の上、関係者及び貴管下の関係機関等に対して周知徹底いただくとともに、その運用につき遺漏なきよう特段のご配慮をお願いしたい。

記

1. マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができないケース

(1) マイナンバーカードによりオンライン資格確認を行った際に、資格確認端末において、「資格（無効）」、「資格情報なし」と表示される場合

- ・ オンライン資格確認等システムにより確認できる患者の直近の資格情報が無効（資格喪失済み）であり、資格喪失後の新たな資格情報が確認できない場合、医療機関等の資格確認端末において、「資格（無効）」と表示される。
- ・ また、喪失済みのものを含め、オンライン資格確認等システムにより資格情報が確認できない場合（過去に保険者等から資格情報が登録されていない場合や、保険者等において登録データを確認中の場合）には、医療機関等の資格確認端末において「資格情報なし」と表示される。

こうしたケースは、新たな保険者等が資格情報をシステムに登録し、又はデータの確認作業が終了次第解消していくものであり、今後、保険者等による迅速かつ正確なデータ登録の取組を徹底し、こうした事象自体を減少させていく。

※ オンライン資格確認において「資格（無効）」、「資格情報なし」と表示される場合、マイナポータルにおいても直近の有効な資格情報を確認することはできない。

※ 「資格（無効）」「資格情報なし」の表示は、患者が健康保険証を持参した場合に、医療機関等の職員が健康保険証の資格情報を入力して当該健康保険証の有効性をオンライン資格確認等システムに照会する場合も生じる。なお、健康保険証によりオンライン資格確認を行う場合は、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を行う場合と異なり、当該資格が喪失している場合に、患者の直近の資格情報を確認することはできない。

(2) 医療機関等の機器不良等によりその場でマイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない場合

保険者等によるシステムへのデータ登録は完了しているが、医療機関等の機器不良等によりオンライン資格確認を行うことができない場合として、例えば以下のようなケースが考えられる。

- ・ 顔認証付きカードリーダーや資格確認端末の故障
- ・ 患者のマイナンバーカードが使用できない場合（カードの券面汚損、ICチップの破損、カードに搭載されている利用者証明用電子証明書の有効期限切れ）
- ・ 停電、施設の通信障害、広範囲のネットワーク障害など

これらのケースは、医療機関等において、オンライン資格確認等システムへのアクセス自体は可能である場合と、医療機関等において、オンライン資格確認等システムへのアクセス自体が困難となっている場合に分けることができ、それぞれに応じた対応を行う。

2. 1のケースにおける資格確認及び窓口負担

- (1) 患者が自身のスマートフォン等によりマイナポータルにアクセスして医療保険の被保険者資格情報の画面を提示できる場合や、患者が健康保険証を持参している場合は、当該マイナポータルの画面や、健康保険証を医療機関等の受付窓口に提示することにより資格確認を行い、医療機関等の窓口負担として、患者の自己負担分（3割分等）の支払を求める。
- (2) (1)による資格確認を行うことができない場合、患者に、マイナンバーカードの券面情報（氏名、生年月日、性別、住所）、連絡先、保険者等に関する事項（加入医療保険種別、保険者等名称、事業所名）、一部負担金の割合等を申し立てる被保険者資格申立書（別添3）を可能な範囲で記入いただき、医療機関等の窓口負担として、患者が申し立てた自己負担分（3割分等）の支払を求める。なお、過去に当該医療機関等への受診歴等がある患者について、その時から資格情報が変わっていないことを口頭で確認し、被保険者資格申立書に記載すべき情報を把握できている場合には、被保険者資格申立書の提出があったものと取り扱って差し支えない。

※ 70歳以上等の患者について、患者の申立てに基づく割合で一部負担金を受領した場合、実際の負担割合が異なっていたとしても、負担割合相違によるレセプト返戻は行わないことを基本とする。なお、保険者等が判明した場合において負担割合の相違が確認された場合には、当該保険者等から患者に対して返還請求等が行われる。

※ 停電、施設の通信障害、広範囲のネットワーク障害などが発生した場合や、顔認証付きカードリーダーが故障した場合には、オンライン資格確認等システムの「緊急時医療情報・資格確認機能」（資格情報照会（システム障害時））（以下「システム障害時モード」という。）を立ち上げ、患者の氏名、生年月日、性別、住所又は保険者名で照会することにより、停電の復旧等によりオンライン資格確認等システムにアクセス可能になった後、資格確認を行うことができる。システム障害時モードの立ち上げ方については、別添2を参照願いたい。

また、何らかの事情により顔認証付きカードリーダーで顔認証が上手く機能しない場合には、カードに搭載された利用者証明用電子証明書の暗証番号の入力のほか、オンライン資格確認の目視モードを立ち上げ、医療機関等の職員が患者のマイナンバーカードの券面の写真を目視することによる本人確認を行うことも可能である。目視モードの立ち上げ方については、別添2を参照願いたい。

(3) 患者がマイナンバーカード又は健康保険証のいずれも持参していない場合や、有効な健康保険証の交付を受けていない場合であってマイナンバーカードによる資格確認を行うこともできない場合には、新しい健康保険証の交付を受けていない場合の現行の取扱いと同様に、医療機関等は、患者に対して医療費の全額（10割）を請求することを基本とする。ただし、当該患者が再診であり、医療機関等において過去の受診歴等や患者の身元が分かる場合など、個々の医療機関等の判断により、当該医療機関等で保有している情報等に基づき患者の窓口負担を3割分等とするなど、柔軟な対応を行うことが妨げられるものではない。

3. 診療報酬請求等

- (1) マイナポータルの画面や健康保険証の提示及びシステム障害時モードによりその場で又は事後的に資格確認を行った場合には、当該資格確認結果に基づく患者の保険者等番号及び被保険者等記号・番号を診療報酬明細書等（以下単に「明細書」という。）に記載して診療報酬請求等を行う。
- (2) 患者からの聞き取り等により患者の現在の資格情報を確認できた場合や、過去に当該医療機関等への受診歴等がある患者について、その時から資格情報が変わっていないことを口頭で確認できた場合には、当該資格に基づく患者の保険者等番号及び被保険者等記号・番号を明細書に記載して診療報酬請求等を行う。
- (3) 有効な保険証が発行されている場合であって、患者の現在の資格情報を確認できなかつた場合においても、「資格（無効）」画面に表示された喪失済みの資格や、過去の受診歴等から確認した資格に基づく保険者等番号及び被保険者等記号・番号を明細書に記載して診療報酬請求等を行うことができる。

※ マイナンバーカードによるオンライン資格確認において「資格（無効）」と表示された場合、当該表示画面において無効とされた旧保険者等番号と旧被保険者等記号・番号を確認することができる。なお、資格確認端末に連携しているレセプトコンピューターから資格情報を閲覧した場合、レセプトコンピューターの仕様によっては喪失済みの資格情報が表示されない可能性があるが、その場合は資格確認端末本体からオンライン資格確認等システムにアクセスし、資格確認履歴を参照することにより、喪失済みの資格情報を確認することができる。

※ 喪失済みの資格に基づき診療報酬請求等を行った場合であっても、医療費の審査支払の時点で新たな保険者等からデータ登録がなされている場合には、オンライン資格確認等システムのレセプト振替機能を活用して、医療機関等へ明細書を返戻することなく当該新たな保険者等に対して医療費請求を自動的に振り替えることを基本とする。

- (4) 有効な保険証が発行されている場合であって（1）～（3）によることができないとき、被保険者資格申立書の提出があった患者については、患者から事後的に医療機関等に対して被保険者等記号・番号等の提供がなかった場合には医療機関等から患者へ確認を行った上で、なお、患者の現在又は喪失済みの保険者等番号又は被保険者等記号・番号を特定することができないときには、明細書の摘要欄に、被保険者資格申立書により把握している患者の住所、事業所名、連絡先等の情報その他請求に必要と

なる情報を記載の上、保険者等番号及び被保険者等記号・番号は「不詳」のまま診療報酬請求等を行うことができる。

※ 被保険者資格申立書に関する説明書に「被保険者番号等の情報（健康保険証のコピーや写真を含む。）がわかり次第、必ず受診された医療機関等にお伝えください」と記載されている。

4. 保険者等の診療報酬等の支払について

3 (3) 及び (4) による診療報酬請求等について、審査支払機関は、オンライン資格確認等システムのレセプト振替機能も活用しつつ、患者が医療機関等を受診等した当時の加入保険者等を可能な限り特定し、当該特定作業により判明した保険者等が診療報酬等を負担する。なお、当該特定作業により保険者等を特定することができない場合には、災害等の際の取扱いに準じ、各保険者等で、当該医療機関等に対する診療報酬等の支払実績に応じて診療報酬等を按分して支払うこととする。

5. その他

(1) 2 (2) のとおり、患者が医療機関等を受診等した際、マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない場合でも、被保険者資格申立書を記入いただき、医療機関等の窓口に提出いただくことで、申し立てた自己負担分（3割分等）に基づく支払によって必要な保険診療を受けることが可能となるが、本来、保険者が加入者に対し、個別にオンライン資格確認等システムへのデータ登録状況をお知らせすることができれば、患者にこうした窓口手続きを求める必要はなくなるものである。

このため、今後、被用者保険の保険者が、転職等による保険資格変更時に、健康保険証の交付と併せてオンライン資格確認等システムへのデータ登録状況をお知らせする取組を進めていく。

一方、このような仕組みが整備されるまでの間、被用者保険の各保険者等及び事業主におかれでは、患者の窓口手続きの負担を回避し、医療現場での円滑な受診等に資するよう、事業主が加入者に健康保険証を配付する機会を捉え、加入者に対し、次の点を周知していただくことについてご協力をお願い申し上げる。

- ・ マイナンバーカードで医療機関等を受診等する際に、事前にマイナンバーを提出いただいている等により、オンライン資格確認等システムへのデータ登録に必要な確認に時間を要する場合は、医療機関等で「資格（無効）」や「資格情報なし」と表示される場合があること
- ・ オンライン資格確認等システムへのデータ登録が完了している場合であっても、医療機関等の機器不良等によりオンライン資格確認を行うことができない場合があること
- ・ その場合、医療機関等の窓口において本来の負担割合で受診等いただくことは可能だが、その際にマイナンバーカードの券面情報等を記載した書面を提出していただく必要が生じ得ること

- ・ 被用者保険の加入者にオンライン資格確認等システムへのデータ登録の状況をお知らせする仕組みが整備されるまでの間、窓口でのこうした手続を回避するには、初めてマイナンバーカードで医療機関等を受診等する場合や、転職等により新しい健康保険証が交付された場合などは、受診等の前にマイナポータルで新しい資格が登録されていることを確認するか、念のためマイナンバーカードとあわせて健康保険証を持参していただきたいこと

なお、こうした対応は、あくまでも、オンライン資格確認等システムへのデータ登録状況をお知らせする仕組みが整備されるまでの時限的なものであり、かつ、初めてマイナンバーカードで医療機関等を受診等する場合といった限定的な場面での取扱いとしてお願いするものであり、患者に将来にわたって、マイナンバーカードによる医療機関等の受診等の際に恒常に健康保険証を持参していただくことを求める趣旨のものではない点、ご留意いただきたい。

- (2) 3 (3)、(4) 及び4に係る事務取扱いの詳細は追って別途通知する。3 (4) の取扱いについては、令和5年9月の請求から適用するものであるが、これに先立って、被保険者資格申立書を患者に記入いただく運用を行っていただくことは差し支えない。
- (3) (1) の被用者保険の加入者にオンライン資格確認等システムへのデータ登録状況をお知らせする仕組みの整備に係る詳細については、別途通知する。

(参考) 別添資料について

- ・別添1 マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない場合の対応
- ・別添2 システム障害時モード・目視モードの立ち上げ方
- ・別添3 被保険者資格申立書

マイナンバーカードによるオンライン資格確認を行うことができない場合の対応

別添1

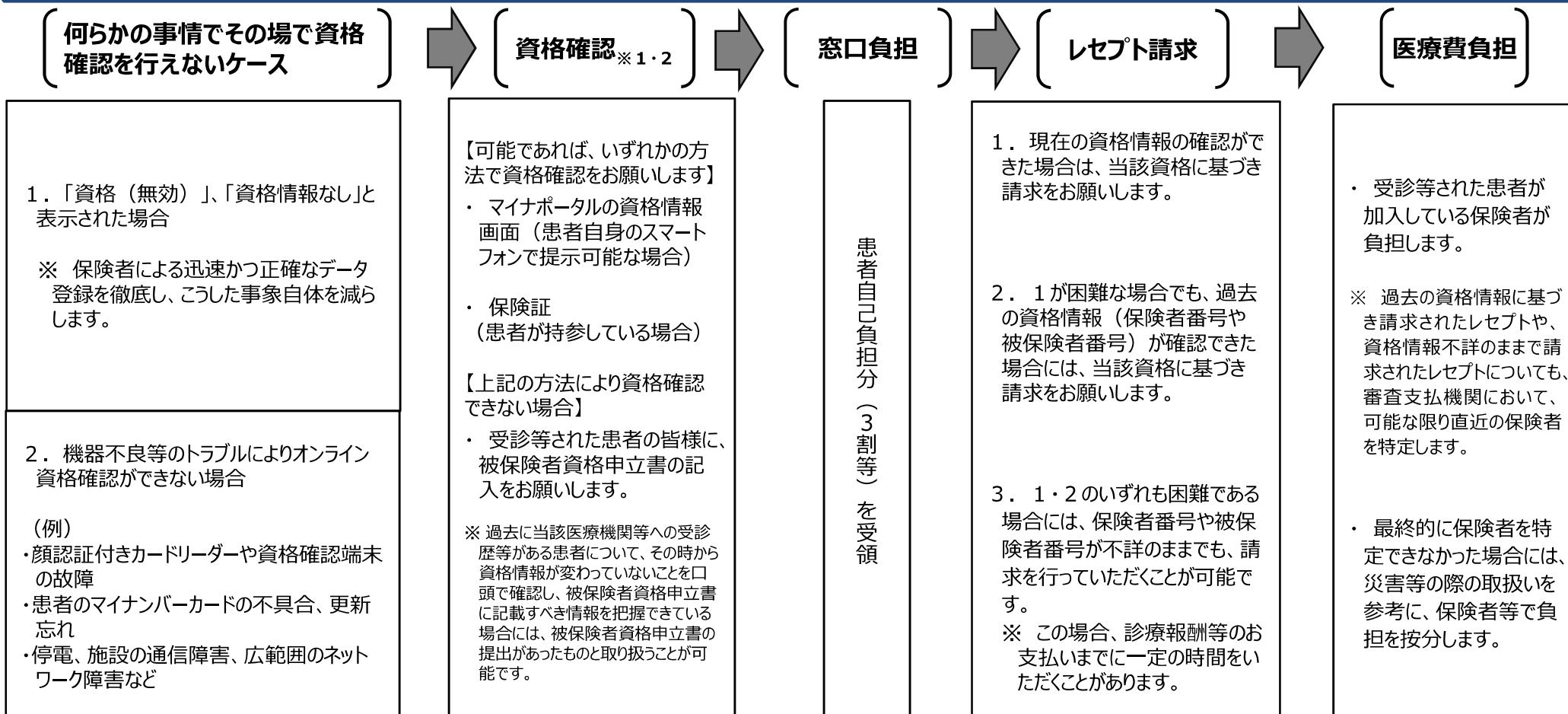
有効な保険証が発行されている方が適切な自己負担分（3割分等）の支払で必要な保険診療を受けられるようにするために、以下の協力をお願いします。

【患者の皆様へのお願い】

- 医療機関・薬局がレセプト請求を行うために必要な情報の提供に、ご協力をお願いします。

【医療機関・薬局へのお願い】

- 被保険者番号などがわからなくても、レセプト請求を可能とするため、診療報酬請求を行うための必要な情報を患者から収集するなど、一定の事務的対応にご協力をお願いします。



※1 顔認証付きカードリーダーで顔認証等がうまくいかない場合には、モードを切り替えて、医療機関・薬局の職員の目視により本人確認を行っていただくことも可能です。

※2 その場で又は事後的にシステム障害時モードを立ち上げて、資格確認をしていただくことも可能です。

システム障害時モード（立ち上げ方法・利用方法）

別添2

「緊急時医療情報・資格確認機能」（資格情報照会（システム障害時））立ち上げの流れ

1.コールセンターへ連絡

- ・医療機関コード、医療機関・薬局名、担当者名をお伝えください。
- ・「緊急時医療情報・資格確認機能」利用希望の旨、お伝えください。

2.電話確認 / 利用報告書送付依頼

- ・コールセンターから保険医療機関届に記載されている電話番号の担当者へお電話いたします。
- ・また、利用報告書をメールにて送付いたします。

3.「緊急時医療情報・資格確認機能」利用設定 / 電話連絡

- ・医療保険情報提供等実施機関にて「緊急時医療情報・資格確認機能」利用設定を行い、担当者から医療機関・薬局へ電話等で連絡いたします。

4.「緊急時医療情報・資格確認機能」利用 / 利用報告書提出

- ・「緊急時医療情報・資格確認機能」にて資格確認を行ってください。
- ・後日、「緊急時医療情報・資格確認機能」に関する利用報告書をコールセンターから届いたメールアドレスに提出してください。その際、タイトルを「システム障害時機能の利用報告」としてください。

【注記】

- ・「緊急時医療情報・資格確認機能」開放まで（1～3）およそ30分程度かかります。
- ・医療機関・薬局のシステム障害等に伴う「緊急時医療情報・資格確認機能」開放利用に係る問い合わせ先は以下になります。

オンライン資格確認等コールセンター：0800-080-4583（通話無料）月曜日～金曜日 9:00～17:00（いずれも祝日を除く）

「緊急時医療情報・資格確認機能」（資格情報照会（システム障害時））利用方法の流れ※

1.メニューから選択

- ・[メニュー] の「緊急時医療情報・資格確認機能」から「資格情報照会（システム障害時）」をクリックしてください。



2.検索

- ・検索条件を入力し、「検索」をクリックしてください。

※必須項目（「生年月日」、「性別」、「資格確認日」）は全て入力してください
※氏名、氏名（カナ）どちらか一方は入力してください（完全一致で検索します）
※住所、保険者名どちらか一方は入力してください。



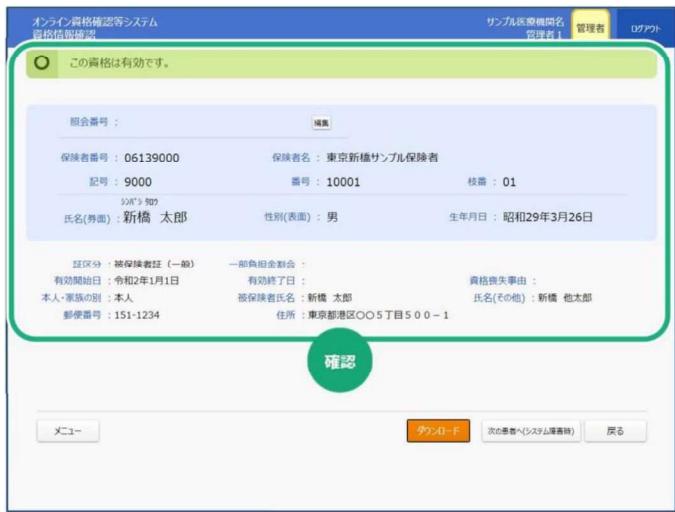
3.該当者を選択

- ・複数の資格情報が見つかった場合は、画面下部に検索結果が表示されますので、該当者をクリックしてください。
※個人が特定できた場合は4.に進みます。



4.資格情報を確認

- ・[資格情報確認]が表示されますので、資格情報を確認してください。



目視確認モード（立ち上げ方法・利用方法）

目視確認モード立ち上げの流れ

1. 資格確認端末操作

- 資格確認端末からオンライン資格確認等システムにログインし、「顔認証付きカードリーダー操作」を押下してください。



2. 目視確認モードに切り替え

- 「目視確認」ボタンを押し下し、顔認証付きカードリーダーの設定を目視確認モードに切り替えてください。



目視確認モード利用方法の流れ※

1. 目視確認

- 顔写真を目視で確認し本人確認を行ってください。
- 原則として患者本人が職員に顔写真を提示するようにしてください。
- 患者がマイナンバーカード所有者本人であれば、資格確認端末画面の「目視で本人確認完了」にチェックを入れてください。



2. マイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置く

- マイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーに置いてください。



○目視確認の留意事項○

目視確認は、本人確認作業を医療機関等の職員の判断で行うため、第三者の利用を防止する上でも本人確認に相違がないようお気をつけください。

被保険者資格申立書に関する説明書

本申立書は、有効な保険証が発行されているにもかかわらず、マイナンバーカードにより資格確認を行った場合に、以下のような理由でオンライン資格確認ができない患者さんに、本来の自己負担額での保険診療を行うためにご記載をお願いする文書になります。

本申立書をご記載いただくことにより、3割負担（未就学児は2割負担。70歳以上等の方は1～3割）により自己負担額を計算します。

※ 被保険者番号等の情報（保険証のコピーや写真を含む。）
がわかり次第、必ず受診された医療機関等にお伝えください。

【ご記載が必要になる場合（例）】

- 転職等により保険証が発行されているものの、データ登録中のためオンライン資格確認ができない場合
- 機器のトラブル等により、マイナンバーカードでオンライン資格確認ができない場合

別紙様式

被保険者資格申立書

有効な保険証の交付を受けており、医療保険等の被保険者資格について、下記の通り申し立てます。

※ 以下の各項目に可能な範囲で記入いただき、□には、あてはまる場合に「✓」を記入してください。なお、本申立書に記入いただいた情報は、医療機関等の診療報酬請求等に必要な範囲でのみ使用し、診療報酬請求等の請求・支払等に係る必要な事務を終えた段階で、速やかに廃棄します。

1 保険証等に関する事項

保険証の有無	<input type="checkbox"/> 有効な保険証の交付を受けている
保険種別	<input type="checkbox"/> 社保 <input type="checkbox"/> 国保 <input type="checkbox"/> 後期 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> わからない
保険者等名称	
事業所名※1	
保険証の交付を受けた時期	<input type="checkbox"/> 1か月以内 <input type="checkbox"/> それより前 <input type="checkbox"/> わからない (わかる範囲でご記入ください。)
一部負担金の割合※2	<input type="checkbox"/> 3割 <input type="checkbox"/> 2割 <input type="checkbox"/> 1割 <input type="checkbox"/> わからない

※1 保険種別で社保（保険者が健康保険組合、共済組合、全国健康保険協会の場合）、国保（保険者が国民健康保険組合の場合のみ）、その他（自衛官・公費単独医療の場合）、わからないの□に「✓」を記入された場合は、事業所名（お勤め先の会社名等）の記入をお願いします。

※2 70歳以上の方、または後期高齢者医療の被保険者の方は、一部負担金の割合についてもご記入ください。なお、ご記入いただいた一部負担金の割合が実際と異なっていた場合、後日、保険者から差額を請求等させていただく場合があります。

2 マイナンバーカードの券面事項等

氏名	(フリガナ)	
生年月日	<input type="checkbox"/> 明治 <input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成 <input type="checkbox"/> 令和	年 月 日
性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女	
住所		

※3 マイナンバーカードの券面に記載された住所以外の居所がある場合はこちらにご記入ください。

※4 マイナンバーカードの券面に記載された氏名、生年月日、性別、住所をそのまま記入いただくとともに、氏名のフリガナも併せてご記入ください。また、マイナンバーカードの券面に記載された住所以外の居所がある場合は、住所欄に併せてご記入ください。

年 月 日

署名 _____ (患者との関係※5 : _____)

連絡先電話番号 _____

※5 (患者との関係)欄は、保護者の方等が署名された場合にご記入ください。

事務連絡
令和5年7月4日

関係団体 御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課
厚生労働省保険局医療課

オンライン資格確認等システムを活用した薬剤情報等の閲覧により
診療等を実施する場合における確認について

標記につきまして、別紙のとおり、地方厚生(支)局医療課、都道府県民生主管部(局)国民健康保険主管課(部)及び都道府県後期高齢者医療主管部(局)後期高齢者医療主管課(部)あて連絡しましたので、別添団体各位におかれましても、関係者に対し周知を図られますよう協力方お願いいたします。

公益社団法人 日本医師会 御中
公益社団法人 日本歯科医師会 御中
公益社団法人 日本薬剤師会 御中
一般社団法人 日本病院会 御中
公益社団法人 全日本病院協会 御中
公益社団法人 日本精神科病院協会 御中
一般社団法人 日本医療法人協会 御中
一般社団法人 日本社会医療法人協議会 御中
公益社団法人 全国自治体病院協議会 御中
一般社団法人 日本慢性期医療協会 御中
一般社団法人 日本私立医科大学協会 御中
一般社団法人 日本私立歯科大学協会 御中
一般社団法人 日本病院薬剤師会 御中
公益社団法人 日本看護協会 御中
一般社団法人 全国訪問看護事業協会 御中
公益財団法人 日本訪問看護財団 御中
独立行政法人 国立病院機構本部 御中
国立研究開発法人 国立がん研究センター 御中
国立研究開発法人 国立循環器病研究センター 御中
国立研究開発法人 国立精神・神経医療研究センター 御中
国立研究開発法人 国立国際医療研究センター 御中
国立研究開発法人 国立成育医療研究センター 御中
国立研究開発法人 国立長寿医療研究センター 御中
独立行政法人 地域医療機能推進機構本部 御中
独立行政法人 労働者健康安全機構本部 御中
健康保険組合連合会 御中
全国健康保険協会 御中
健康保険組合 御中
公益社団法人 国民健康保険中央会 御中
社会保険診療報酬支払基金 御中
財務省主計局給与共済課 御中
文部科学省高等教育局医学教育課 御中
文部科学省高等教育局私学行政課 御中
総務省自治行政局公務員部福利課 御中
総務省自治財政局地域企業経営企画室 御中
警察庁長官官房教養厚生課 御中
防衛省人事教育局 御中
労働基準局労災管理課 御中
労働基準局補償課 御中
各都道府県後期高齢者医療広域連合 御中

事務連絡
令和5年7月4日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療介護連携政策課
厚生労働省保険局医療課

オンライン資格確認等システムを活用した薬剤情報等の閲覧により
診療等を実施する場合における確認について

医療保険制度の運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

オンライン資格確認等システムについては、令和3年10月より本格運用が開始され、令和5年6月25日現在で約78%の医療機関・薬局で運用が開始されているところです。医療機関・薬局におかれましては、現場での大変なご尽力をいただいており、心から敬意と感謝を申し上げます。

医療機関・薬局におかれましては、日頃から診療・処方、調剤（以下「診療等」という。）時に当該システムを活用することにより、本人であることや患者本人の同意を得た場合には薬剤情報等の閲覧が可能となっており、重複投薬や併用禁忌の確認などが可能となっております。

しかしながら、極めて低い確率ではあるものの、保険者による加入者のデータ登録に誤りがあった等の理由により他人の資格情報が紐付けされ、患者本人以外の薬剤情報等が閲覧される事案が発生しております、保険者による正確なデータ登録に向けた取組を進めているところです。

医療DXにより国民に安心・安全でより質の高い医療提供が可能になる中にあっては、デジタル時代に対応した医療情報の適切な取扱いが求められるところ、こうした状況を踏まえ、改めて診療等を実施する場合の確認について御高配いただくよう、お願いいたします。

その際、上記の確認の方法について、考えられる対応例について下記のとおりお示しするので、貴管下の保険医療機関、保険薬局等に対して周知いただきますよう、協力方お願いいたします。

記

1. 診察等時における確認方法例

医師若しくは歯科医師が診察・処方する際又は薬剤師が調剤する際、これまでも、例えば、丁寧な問診やお薬手帳による確認等により、本人であることや実際の薬剤の服用状況、併用禁忌等について確認いただいていることから、マイナンバーカードによるオンライン資格確認により閲覧した薬剤情報等を診察等において活用する際も、同様に確認することが考えられる。

2. 受付窓口における確認方法例

現在、保険者による正確なデータ登録に向けた取組を進めているところであるが、当面の間、上記1のほか、患者がマイナンバーカードを使って当該医療機関・薬局を初めて受診・利用する場合や保険者を異動した場合、受付窓口においても、必要に応じて、オンライン資格確認時に表示された資格情報と以下の情報に相違がないか照合確認を行うことが考えられる。

- ① 初診・初めての来局の患者の場合は、診療申込書や問診票（薬局の場合は初回質問票）に記入された患者情報（漢字氏名、カナ氏名、性別、生年月日、住所）
- ② 再診・再来局の患者の場合は医療機関・薬局で保有する患者情報（診療録、調剤録、医療保険請求に関する情報等）

その際、①、②の情報とオンライン資格確認時に表示された資格情報が不合できない場合又は①、②の情報が得られない場合については、患者本人に口頭で氏名、生年月日、住所（資格情報に住所が表示されない場合には保険者名称）等を確認することにより、本人確認を行うことが考えられる。

令和5年度都道府県医師会社会保険・情報システム担当理事連絡協議会 映像掲載のご案内



日本医師会ホームページメンバーズルーム内※に協議会終了後、
映像を掲載します。

※メンバーズルームへのアクセスは都道府県医師会・郡市区医師会専用アカウント、また会員専用のアカウントでログイン可能です。

映像配信（講習会・研修会等）



ここをクリック

本協議会の資料・映像掲載ページは、このボタンをクリックしてください

【協議会URL】

https://www.med.or.jp/japanese/members/flv_movie/20230720onshi/



日本医師会ホームページメンバーズルーム